

公益財団法人熊本県立劇場ホームページ広告掲載要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人熊本県立劇場ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

（広告の掲載位置及び枠数）

第2条 要綱第3条に規定する広告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

- （1）広告の位置 トップページ下部
- （2）広告の枠数 8枠

（広告の基準）

第3条 要綱第4条第8項に規定する、ホームページに掲載する広告として適当でないと劇場が認めるものは、次に掲げるものとする。

- （1）社会的批判を招くおそれのあるもの
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- （3）教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- （4）消費者保護の観点から配慮が必要なもの
- （5）劇場の指名停止措置を受けている者
- （6）劇場の施策及び事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの
- （7）その他事務局長が適当でないと認めたもの

（広告の種類）

第4条 要綱第5条第1項の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

（広告の規格）

第5条 要綱第5条第2項の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- （1）大きさ 縦100ピクセル×横300ピクセル
- （2）形式 JPEG・PNG・gif・WebP
- （3）データ容量 5MB以下

（広告の禁止表現）

第6条 広告の表現は、ユニバーサルデザインの理念に沿ったものとし、要綱第5条第3項の規定による広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとする。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例) 「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強いもの等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) その他広告の表現として適当でないと事務局長が認めるもの

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

一部改正の要領は、令和7年10月1日から施行する。